

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により令和7年度定期予防接種（B類疾病）を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

恵庭市長 原 田



1. 予防接種の種類

高齢者等新型コロナウイルス予防接種

2. 対象者の範囲

恵庭市に住民票を有する者で次のいずれかの者

①65歳以上の者

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ障害者手帳1級を有する者。

3. 予防接種を行う期日（期間）

令和7年10月1日～令和8年3月31日

※医療機関により、接種の開始時期が異なる場合があるので、事前に確認を要す。

4. 予防接種を行う場所等

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は別表1のとおり

5. 接種費用

7,500円

ただし、生活保護受給者は無料

6. 予防接種を受けることが適当でない者

①明らかな発熱を呈している者（37.5℃以上）

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

③このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者

④過去に免疫不全の診断を受けた者

⑤その他、医師に予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

7. その他注意事項

この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。したがって、接種を希望する者は、副反応についても理解した上で、自らの意思で接種を希望する場合に限り接種を受けるものとします。

別表 1 個別接種を実施する医療機関（恵庭市内）

医療機関名	所在地
恵庭ふじたクリニック	黄金中央 1－4－3
えにわ内科・消化器内科クリニック	柏陽町 3－29－10
恵庭第一病院	福住町 1－6－6
恵庭みどりのクリニック	緑町 1－5－3
恵庭南病院	住吉町 2－4－14
尾形病院	島松仲町 1－4－11
こがね循環器内科医院	黄金中央 1－13－5
福原医院	島松東町 3－1－15
恵み野内科循環器クリニック	恵み野北 3－1－1
恵み野駅北クリニック	恵み野西 6－20－1

※やむを得ない理由で市外接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となります。